

平成 18 年 7 月 14 日

居宅介護（介護予防）支援事業者 様

健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

給付管理票に関する留意事項について

平素は、本市介護保険事業に多大なるご協力とご理解をいただき、誠にありがとうございます。

平成 18 年 4 月に施行されました介護保険制度改正により、従前の居宅介護支援に加え、要支援認定を受けられた方に対する介護予防支援が新たに創設され、この介護予防支援業務については、同時に創設された介護予防支援事業者（地域包括支援センター）がその役割を担うこととされております。

給付管理票の作成についてはこれまでも、月途中で居宅介護支援事業者が変更になった場合、月末時点で市町村への居宅（介護予防）サービス計画作成依頼の届出対象となっている居宅介護支援事業者が給付管理票を作成することとなっておりますが、平成 18 年 4 月に施行されました介護保険制度改正に伴い、以下の留意点が追加されております。

「月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる変更があった場合、月末時点で市町村への届出対象となっている居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者が給付管理票を作成すること。」（平成 13 年老老発第 31 号「介護給付費請求書等の記載要領について」平成 18 年 3 月 31 日改正 より）

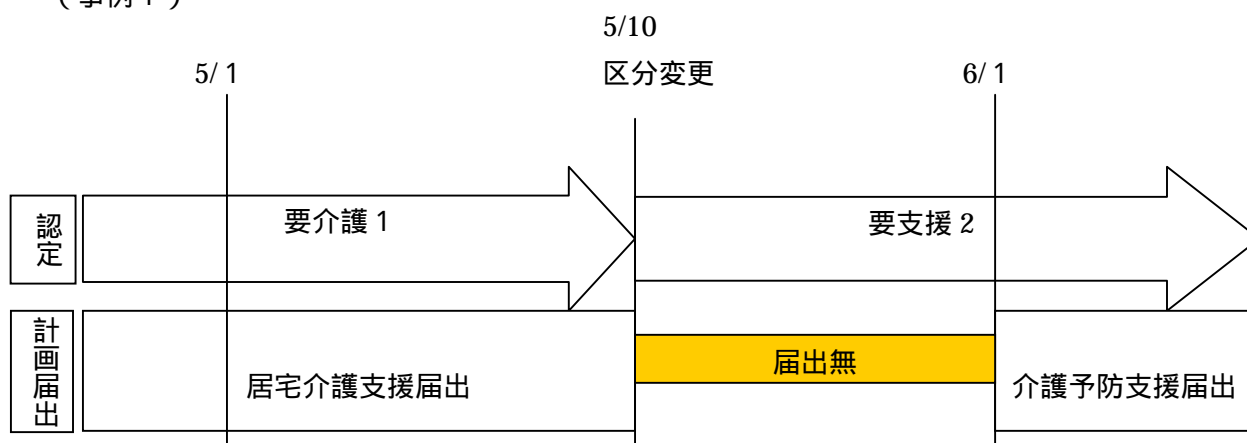
したがって月末時点で届出対象となっている事業所から届出がない場合、月途中までの給付管理票が国保連合会に受け入れられないことになってしまいます。

よって、月末時点における届出対象事業所から居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼を各区福祉課へご提出いただいた上で、給付管理票を作成していただく必要がありますのでご注意ください。（別紙参照）

なお、各区福祉課窓口で配布しております平成 18 年 5 月 31 日付文書「平成 18 年 4 月介護保険制度改正に伴う居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の取扱いについて」につきましても、併せてご確認のうえ取り扱っていただきますようお願いいたします。

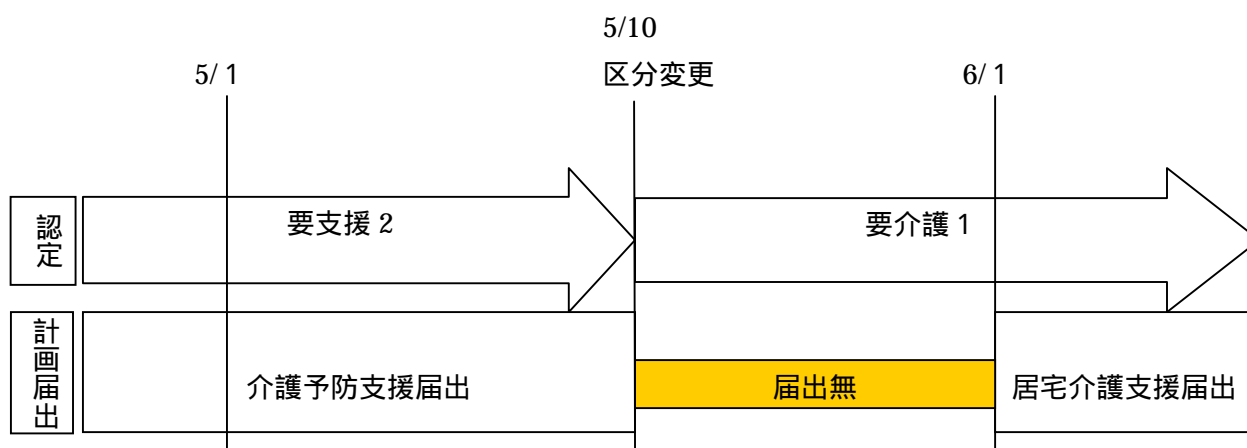
（介護保険課 認定給付係 972 - 2593）

(事例1)



この場合、5 月末時点において届出対象となるのは介護予防支援事業所であるため、5月の給付管理票は介護予防支援事業所が提出したもの（または自己作成の届出による給付管理票）でなければ無効となる。（5月10日以降介護予防サービスの利用がなかった場合でも同様である）

(事例2)



この場合、5 月末時点において届出対象となるのは居宅介護支援事業所であるため、5月の給付管理票は居宅介護支援事業所が提出したもの（または自己作成の届出による給付管理票）でなければ無効となる。（5月10日以降介護サービスの利用がなかった場合でも同様である）